

認可外の居宅訪問型保育事業を行っている方へ
(居宅訪問型 認可外保育施設 (ベビーシッター) の開設をお考えの方へ)

1 事業開始後の届け出について

児童福祉法により、認可を受けずに乳幼児の居宅等に訪問して保育事業を行う場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。）に対する届け出が義務付けられています。

※法人・個人の別、1日に保育する乳幼児の数や有償・無償にかかわらず、全ての事業者へ届け出が義務づけられています。

横浜市内に事業所を設置する事業者は、横浜市が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず事業開始から1か月以内に届け出をしてください。（届出先は、施設を設置する区の福祉保健センターこども家庭支援課になります。）

また、事業開始後、届け出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届け出が必要となりますので、ご留意ください。（児童福祉法第59条の2）

なお、上記届け出を怠ったり、虚偽の届け出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の4）

(注) 以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、横浜市による指導監督の対象となります。

- ① 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）
- ② 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり
- ③ 半年を限度として臨時に設置される施設

2 運営状況の定期報告

すべての認可外保育施設（届出対象外も含む）は、毎年、運営状況報告をする必要があります。

また、事故等が生じた場合には事故報告書、24時間かつ週のうち概ね5日以上入所しているような長期滞在児がいる場合には、長期滞在時報告の提出が必要となります。

いずれの場合も、提出先は、施設を設置する区の福祉保健センターこども家庭支援課になります。

報告様式は、横浜市こども青少年局ホームページからダウンロードできます。

3 サービス内容の掲示等について

居宅訪問型認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。（認可外保育施設指導監督基準第8（1）～（3））

(1) サービス内容の掲示（認可外保育施設指導監督基準第8（1））

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

※居宅訪問型保育事業者については、書面による提示などの方法により、情報提供を行ってください。

(掲示内容) 認可外保育施設指導監督基準

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設（個人ベビーシッターの場合、自宅）の管理者の氏名
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日

- ・ 保育提供時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
 - 例) ・ 当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8で除して得た数
 - ・ 職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示
 - ・ その日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等
- ・ 提供するサービス内容及び利用料が変更した場合、その内容及び理由
- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故および保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（認可外保育施設指導監督基準第8（3））

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行わなければなりません。

(3) 契約時の書面交付（認可外保育施設指導監督基準第8（2））

利用契約が成立した時はその利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付することが必要です。
（書面交付内容）

- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

※居宅訪問型保育事業の該当箇所は、「児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務」の部分です。

5 横浜市長の行う指導監督の趣旨

横浜市長は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行います。

6 立入調査に代わる集団指導研修

国は、居宅訪問型認可外保育事業者に対して、定期立入調査に代えて、講習等の集団指導を年1回以上行うこと、と定めています。そのため、居宅訪問型認可外保育事業者を対象とした集団指導研修を毎年受けていただく必要があります。

7 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき横浜市長が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対してご協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第3号）

8 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、「認可外保育施設指導監督基準」に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項～第5項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）

9 指摘事項の公表

届出対象施設は、運営指導及び緊急立入調査時の指摘事項（文書指導）についてホームページで公表いたします。

なお、児童福祉法上の措置である「改善勧告」、「事業停止命令」及び「事業閉鎖命令」についても公表の対象とします。

また、単に指導状況だけでなく、その改善状況についても、公表します。

◎施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

10 助成事業

届出対象でかつ、適正な届出がなされている施設に対して、次にかかる経費の一部を助成しています。

【施設所有・管理者賠償責任保険等加入助成】

対象施設において、施設所有・管理者賠償責任保険又は普通傷害保険の加入に要する経費。

◎申請用紙は本市ホームページでダウンロードできます。申請先はこども青少年局保育・教育運営課です。

◎他都市では、賠償責任保険・傷害保険に未加入だった認可外保育施設での死亡事故が発生しております。

現在、保険に未加入の施設は、この助成なども利用し、万が一に備え、保険加入してください。



こども青少年局ホームページで届出様式等のダウンロードができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/ninkagai-kyotaku.html>

【問い合わせ先】

横浜市こども青少年局

保育・教育運営課運営指導係

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

TEL：045-671-3564

FAX：045-664-5479